2023年2月号　vol.26

かわら版

にじいろ国際協同組合
〒312-0062　茨城県ひたちなか市高場3-1-3MKビル1F
☎　029-212-8887　✉ info@nijiiro-oct.com　https:// nijiiro-oct.com

２０２３年４月１日から
月６０時間を超える時間外労働の割増賃金率５０％へ

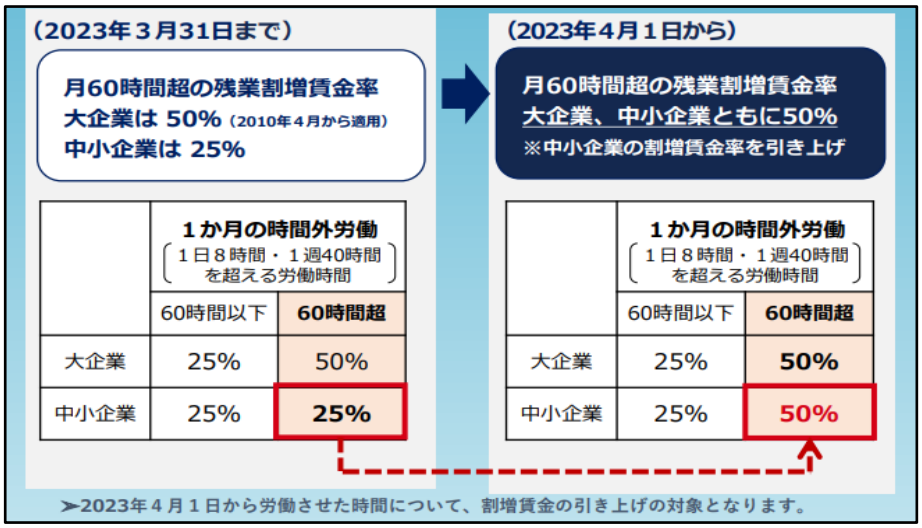

➢法改正に伴い、就業規則の変更や給与計算システムの更新が必要となる場合、活用できる助成金があるようです。詳しくは顧問の労務士や労働基準監督署または働き方改革支援センターへご相談ください。
注：ただ単に割り増し賃金を支払えばいいという話ではなく**思わぬトラブルを防ぐ意味でも残業が多すぎる、連続した労働日が続いている等、過酷な労働環境にならないよう注意が必要です。**

雇用保険料率も引き上げ

現行　○令和４年１０月１日　～　令和５年３月３１日

事業の種類＼負担者	①労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	②事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①＋② 雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

施行後
令和５年４月１日から
労働者負担、
事業主負担それぞれで0.1%UP

➢昨年４月と１０月に２段階で保険料率の上がったばかりの雇用保険ですが、今年４月から更に保険料が上がることが決定したようです。コロナ禍での「雇用調整助成金の申請増加」と「失業手当の受給者の増加」が今回の引上げに至った具体的な原因のようです。

原口の独り言
　物価上昇によって生活費の負担が大きくなっている今、雇用保険料が上がることは労働者にとって例え数百円でも厳しいと思います。
今後企業は生産性を上げながら業績を伸ばし、いかに労働者に利益を還元できるかが、人材の確保・人材の定着に繋がっていくと感じます。益々企業努力が必要になっていきますね…。この先日本はどうなってしまうのでしょう、明るい未来を夢見たいものです…。

➢外国人を雇用した際は、ご一報ください

**　弊監理団体以外からの外国人の受入を行った際は、在留カード（裏表）の写しをご提出ください。技能実習や特定技能生の移行申請やビザ更新の際など、弊団体以外での受入であっても、技能実習実施者・特定技能所属機関の受入れ状況確認に関する名簿の提出が必要な場合が御座います。また、偽造在留カードの発覚の意味においても重要です。**

不法就労の外国人を働かせたり、不法就労をあっせんしたりした場合は、入管法の「不法就労助長罪」に問われます（入管法第73条の2）。 罰則は 3年以下の懲役または300万円以下の罰金、もしくはその両方 です。 不法就労助長罪で注意しなければいけないのは、**就労資格がないことを知らなかったとしても、処罰を免れることはできない**ということです。

➢監理団体からお知らせ

来月は定期監査月になります。監理団体は3か月に一度実施者の元で監査を行いその結果を外国人技能実習機構に提出することが**技能実習法により義務付けられております**。ご理解ご協力をお願いいたします。
Vol.26発行
代表理事　原口和香奈